

○大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例

昭和42年12月25日

条例第65号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条の規定に基づき、本市の非常勤職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もって非常勤職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(平8条例7・一部改正)

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者
- (2) 大津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年条例第5号)の適用を受ける者
- (3) 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)の適用を受ける者

(平14条例5・一部改正)

(通勤)

第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限る。)

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項

の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(平18条例62・一部改正)

(実施機関)

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員および非常勤の監査委員 市長
- (3) その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務または通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務または通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務または通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務または通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、大津市公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)の意見をきかなければならない。

(認定委員会)

第4条 本市に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(補償基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額

- (3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)
- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

第5条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月1日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢)に応じて最低限度額として規則で定める額に満たないとき、又は最高限度額として規則で定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の規則で定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

(平12条例77・一部改正)

第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて最低限度額として規則で定める額に満たないとき、又は最高限度額として規則で定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の規則で定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

(平12条例77・一部改正)

第2章 補償及び福祉事業

(平7条例40・改称)

(補償の種類)

第6条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金

(4) 障害補償

- ア 障害補償年金
- イ 障害補償一時金

(5) 介護補償

(6) 遺族補償

- ア 遺族補償年金
- イ 遺族補償一時金

(7) 葬祭補償

(平8条例7・一部改正)

(療養補償)

第7条 職員が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行ない、または必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(平18条例50・一部改正)

(傷病補償年金)

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の状態が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

(障害補償)

第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(平18条例62・一部改正)

(休業補償等の制限)

第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては、10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

(平8条例7・追加、平18条例14・平23条例31・平25条例23・一部改正)

(遺族補償)

第11条 職員が公務上死亡し、または通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して遺族補償年金または遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、60歳以上であること。

(2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

(3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受け権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は第1項第4号に規定する障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)

(2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額

(3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額

(4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

(平7条例40・平8条例7・平18条例62・一部改正)

第13条 遺族補償年金を受け権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該

当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。
- (4) 離縁によって死亡した職員との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。(職員の死亡の時から引き続き前条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)
- (6) 前条第1項第4号に規定する障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき。(夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(平8条例7・一部改正)

(遺族補償一時金)

第14条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- (1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、

養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 遺族補償の一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(年金たる補償の額の端数処理)

- 第14条の2 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(葬祭補償)

- 第15条 職員が公務上死亡し、または通勤により死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

- 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章(第24条、第25条、第39条の2、第45条及び第46条を除く。)の規定の例による。

(平7条例40・平21条例67・一部改正)

(福祉事業)

- 第17条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下この条において「被災職員」という。)及びその遺族の福祉に関して必要な次の各号に掲げる事業を行うように努めなければならない。

(1) 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業
その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

(2) 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護
その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

- 2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

(平7条例40・平8条例7・一部改正)

第3章 審査

(審査)

- 第18条 実施機関の行なう公務上の災害または通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、大津市公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。

- 2 前項の申立てがあったときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを本人およびその者にかかる実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第19条 本市に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。
- 8 前各号に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

第20条 実施機関または審査会は、補償の実施または審査のため必要があると認めるときは、補償を受けもしくは受けようとする者またはその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、または医師の診断もしくは検案を受けさせることができる。

- 2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第21条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく前条第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、または医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第22条 この条例またはこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第22条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、200円を超えない範囲内で規則で定める金額を実施機関に

納付しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の一部負担金に充てるため、同項の職員に支給すべき補償の額から当該一部負担金の額に相当する金額を控除することができる。
- 3 職員の報酬(議員にあつては議員報酬。以下この項において同じ。)の支給機関は、第1項の職員に支給すべき補償がない場合において当該職員に支給すべき報酬があるときは、当該職員の報酬から同項の一部負担金の額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって実施機関に納付することができる。

(平20条例38・一部改正)

(規則への委任)

第23条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平8条例7・平16条例15・一部改正)

附 則

(平17条例116・改称)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例の適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(この条例の適用日前に公務上の負傷又は疾病によりこの条例の適用日以後に障害を有することとなり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条の2 この条例の規定に基づく療養(療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(平9条例47・追加)

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、そ

の者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- (1) 障害補償年金を受け権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の2の規定の例による。

(平9条例47・旧付則第2条の2繰下、平18条例62・一部改正)

(障害補償年金前払一時金)

第2条の4 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方式に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の3の規定の例による。

(平9条例47・旧付則第2条の3繰下、平18条例62・一部改正)

(遺族補償年金前払一時金)

第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍に相当する額を限度として規則で定める額とする。

3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5にその経過した年数(当該年数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第14条又は次条の規定の適用については、これらの規定中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第6条の規定の例による。

(遺族補償一時金の額の特例)

第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第14条第4項の規定にかかわらず補償基礎額の400倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額(第14条第1項第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

(1) 第14条第2項第3号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 100分の100

(2) 第14条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は第12条第1項第4号に規定する状態にある3親等内の親族 100分の175

(3) 第14条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる者 100分の250

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第12条第1項及び第2項並びに第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第12条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和61年1月1日から同年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳

昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第12条第1項第4号に規定する者であつて第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第12条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(付則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「各号のいずれか」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
平成2年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第12条第1項(第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、付則第3条第1項から第3項まで及び第5項の規定の適用を妨げるものではない。

(他の法律による給付との調整)

第5条 年金たる補償又は休業補償の額は、当該補償の事由となつた障害、死亡又は休業について他の法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、法附則第8条の規定の例により調整した額とする。

(平27条例101・全改)

(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)

第6条 志賀町の区域の編入の際現に次に掲げる条例(以下「旧町条例等」と総称する。)の規定による補償を受ける権利を有している者(第2号にあつては、志賀町議会議員であつたことによって当該権利を有することとなつた者に限る。)は、この条例の相当規定による補償を受ける権利を有している者とみなす。

(1) 志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年志賀町条例第24号)

(2) 滋賀県市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合条例第1号)

(3) 大津市・志賀町行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和53年大津市・志賀町清掃センター組合条例第12号)

2 前項第2号の規定によりこの条例の相当規定による補償を受ける権利を有しているとみなされる者に対する第5条の規定の適用については、同条第1号中「議会の議長が市長と協議して定める額」とあるのは、「15,000円」とする。

3 志賀町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧町条例等の規定によって支給すべき事由が生じた補償で、旧町条例等の規定によって支給されたものは、この条例の相当規定によって支給されたものとみなす。

4 前項に規定するもののほか、編入日前に旧町条例等の規定によってされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってされたものとみなす。

5 編入日前にした旧町条例等に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町条例等の例による。

(平17条例116・追加)

(大津市非常勤職員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 大津市非常勤職員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「

体育指導委員	日額 1,000円	同
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定するもの	任命権者が市長と協議して定める額	

」を「

体育指導委員	日額 1,000円	同
公務災害補償認定委員会の委員	日額 1,000円	同
公務災害補償審査会の委員	日額 1,000円	同
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定するもの	任命権者が市長と協議して定める額	

」に改める。

(平17条例116・旧第6条線下)

付 則(昭和43年3月30日)抄

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例第2条第3項および別表第1の規定は、昭和41年9月1日から、その他の規定は、昭和42年8月17日(以下「適用日」という。)から適用する。

付 則(昭和45年12月25日)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年11月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償に関する条例第12条第3項および別表の規定は、適用日の属する月以後の期間にかかる障害補償年金および遺族補償年金について適用し、同月前の期間にかかるこれらの年金については、なお従前の例による。

付 則(昭和49年3月30日)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。ただし、第15条の改正規定(「公務上」の次に「死亡し、または通勤により」を加える部分を除く。)は、昭和48年9月1日から適用する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2、第7条から第11条まで、第15条(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。)、第17条および付則第3条の規定は、昭和48年12月1日以後に発生した事故に起因する同条例第2条の2に規定する通勤による災害について適用する。

(大津市非常勤職員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 大津市非常勤職員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表中「公務災害補償認定委員会」を「公務災害補償等認定委員会」に、「公務災害補償審査会」を「公務災害補償等審査会」に改める。

付 則(昭和49年9月28日)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第3項および別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金および障害補償年金ならびに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金および障害補償年金ならびに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例付則第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた公務上の死亡または通勤による死亡に関して適用し、同日前に生じた公務上の死亡または通勤による死亡に関しては、なお従前の例による。

付 則(昭和52年12月21日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年3月23日)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第2条の次に2条を加える改正規定は、昭和56年11月1日から施行する。

2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第3項の規定は、昭和56年3月1日以後の期間に係る遺族補償年金について適用する。

(経過措置)

3 新条例付則第2条の2の規定は障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和56年11月1日以後に死亡した場合について、新条例付則第2条の3の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

4 改正前の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例付則第3条第1項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新条例の規定を適用する。

付 則(昭和56年9月12日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年12月24日)

1 この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条及び第13条の規定(新条例付則第4条の2第1項において読み替えられる場合を含む。)は、この条例の施行の日以後に死亡した職員の遺族について適用し、同日前に死亡

した職員の遺族については、なお従前の例による。

付 則(昭和61年9月27日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第14条の2及び第16条並びに付則第5条の規定は、昭和61年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償及び適用日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

付 則(昭和62年6月22日)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の2第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。
- 3 新条例第5条の2の規定(同条第2項第1号に係る部分に限る。)は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)のうち昭和62年5月以後の期間に係る分について、同条の規定(同条第2項第2号に係る部分に限る。)は、年金たる補償のうち昭和62年7月以後の期間に係る分について適用する。
- 4 同一の公務上の障害(負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。以下この項において同じ。)若しくは死亡又は同一の通勤による障害若しくは死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有していた者であって、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有するものに対する当該施行日以後において受ける権利を有する年金たる補償(以下「施行後補償年金」という。)の昭和62年7月以後の期間に係る額の算定については、当該施行日の前日において受ける権利を有していた年金たる補償(以下「施行前補償年金」という。)の額の算定の基礎として用いられた補償基礎額(以下「施行前補償基礎額」という。)が、新条例第5条の2第2項第2号の規則で定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該施行前補償基礎額を当該施行後補償年金に係る新条例第5条の2第2項に規定する年金補償基礎額とする。
- 5 施行前補償年金が遺族補償年金である場合であって、施行日以後において、当該遺族補償年金を、大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第13条第1項後段の規定により次順位者に支給するとき、又は同条例第16条の規定により、地方公務員災害補償

法(昭和42年法律第121号)第35条第1項後段の規定の例により次順位者を先順位者として支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受ける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

- 6 新条例第5条の2第2項第1号の規定を適用する場合には、改正前の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて支給された年金たる補償は、新条例の規定による年金たる補償の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則(昭和63年7月4日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日の属する月の翌月(以下「施行月」という。)以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)並びに施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行月前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

付 則(平成2年12月25日)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における新条例第5条の3の規定の適用においては、同条中「当該休業補償に係る療養の開始後」とあるのは、「大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年条例第35号)の施行の日以後」とする。
- 4 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(昭和62年条例第28号)付則第4項に規定する施行後補償年金に係る施行日以後の期間に係る額の算定について同項の規定を適用する場合には、同項中「新条例第5条の2第2項第2号の規則で定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額」とあるのは「当該施行後補償年金

に係る大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年条例第35号)による改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日における年齢に応じて最高限度額として規則で定める額」と、「施行後補償年金に係る新条例第5条の2第2項に規定する年金補償基礎額」とあるのは「施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる補償基礎額」と、同条例付則第5項中「前項」とあるのは、「大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年条例第35号)付則第4項の規定により読み替えられた前項」とする。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則(平成4年3月24日)

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(平成7年9月25日条例第40号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第12条の規定は、平成7年8月1日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用する。

附 則(平成8年3月25日条例第7号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第24条の改正規定及び次項の規定は、同月20日から施行する。
- 2 この条例の施行(前項ただし書の規定による施行をいう。)前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成8年9月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年12月25日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成9年10月16日から適用する。

附 則(平成12年12月20日条例第77号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月23日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第24条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月26日条例第116号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第6条及び第8条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成18年6月23日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月26日条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月19日条例第38号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第67号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成23年9月27日条例第31号)

この条例中第1条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第2条中障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条の改正規定の施行の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第23号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条及び第8条(第7条の改正規定に限る。)の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月24日条例第101号)
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 改正前の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第5条の規定に基づいて平成27年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による年金たる補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

別表第1(第8条の2関係)

(平8条例26・平16条例15・一部改正)

種別	傷病等級	倍数
傷病補償年金	第1級	313
	第2級	277
	第3級	245

備考 この表に定める等級に応ずる障害の状態に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第2の例による。

別表第2(第9条、第12条関係)

(平18条例62・一部改正)

種別	障害等級	倍数
障害補償年金	第1級	313
	第2級	277
	第3級	245
	第4級	213
	第5級	184
	第6級	156
	第7級	131
障害補償一時金	第8級	503
	第9級	391
	第10級	302
	第11級	223
	第12級	156
	第13級	101
	第14級	56

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。